

山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出事業実施要綱

(目的及び趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者等との連携により、市の新たな財源を確保し、地域経済の活性化を推進するため、山形市総合スポーツセンター野球場（以下「野球場」という。）の施設壁面への広告の掲出（以下「広告掲出」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲出可能広告の範囲)

第2条 掲出することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (6) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲出することが適当でないと市長が認めるもの

2 次に掲げるものの広告は、掲出しないものとする。

- (1) 法令等に違反したもの
- (2) 市から入札に関し指名停止措置を受けているもの
- (3) 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等その他これに準ずるもの
- (4) その存在又は活動実態が明確でない団体
- (5) 山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）第3条に規定する市税の滞納があるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、野球場に掲出することが適当でないと市長が認めるもの

(掲出場所等)

第3条 掲出することができる広告の場所、区画の数及び1区画当たりの面積は、次の表のとおりとする。

場所	区画の数	1区画当たりの面積
外野ラバーフェンス	14区画	12平方メートル (縦1.5メートル、横8メートル)
内野ラバーフェンス	8区画	12平方メートル (縦1.5メートル、横8メートル)

(広告仕様の基準)

第4条 広告の仕様は、次のとおりとする。

- (1) 剥離時に跡や傷が残らない粘着剤を用いたシールに表示したものをラバーフェンスに張り付ける、又はラバーフェンスの塗り直しが可能な塗料で表示するものとする。
- (2) 直射日光又は雨風によって急激に色あせ等が生じないように加工を施したものとする。
- (3) 発光、蛍光又は反射効果を有するものを使用しないものとする。
- (4) 背景色については、白色を基調としないものとする。
- (5) 表示については、企業名、商号、商品名及び標章に限るものとする。

(広告掲出場所)

第5条 広告の掲出場所は、別図のとおりとする。

(広告掲出期間)

第6条 広告の掲出期間は、1年度(4月1日から翌年3月31日まで)とする。ただし、年度の途中から掲出を開始した場合にあっては、当該年度の3月31日までとする。

- 2 広告の掲出期間は、1年を単位として、これを更新することができる。ただし、令和3年度から3か年ごとに設定する掲出基準期間を限度とする。
- 3 広告の掲出期間には、原状回復の作業に係る期間を含むものとする。
- 4 広告の掲出期間に1月に満たない端数があるときは、1月とする。

(広告主の募集)

第7条 広告掲出を希望する事業者(以下「広告掲出希望者」という。)の募集は、市公式ホームページ等を使用した公募により行うものとする。

(広告掲出の申込み)

第8条 広告掲出希望者は、市長が別に定める広告掲出料(第13条において「広告掲出料」という。)以上の申請金額を記載した山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に、広告掲出原稿案その他必要な書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、複数の区画を申請する場合は、1区画につき1申請とする。

- 2 前項の規定による広告掲出原稿案の作成及び提出に要する一切の諸費用は、広告掲出希望者の負担とする。

(広告掲出の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、第2条の規定に基づき広告内容等について審査し、広告掲出の可否を決定する。この場合において、広告条件を満たす申請者が複数いる場合は申請金額の高いものから順位を定めて決定し、申請金額が同額の申請者がいるときは、当該申請者が抽選を行い、順位を決定する。

- 2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、全ての申請者に対し、その結果等を山形市

総合スポーツセンター野球場広告掲出（不掲出）決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（区画の決定）

第10条 広告掲出の決定を受けた申請者（以下「広告主」という。）は、希望する区画を選択することができる。この場合において、広告主が複数いる場合は、前条第1項の規定により決定した順位が上の者から選択することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による区画の選択により広告主の区画を決定したときは、山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出区画決定通知書（別記様式第3号）により当該広告主に通知するものとする。

（使用許可申請書の提出等）

第11条 前条第2項の規定により区画の決定を受けた広告主は、山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出使用許可申請書（別記様式第4号）を市長に提出するとともに、山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出契約を市長と締結するものとする。

（使用許可証の交付）

第12条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出使用許可証（別記様式第5号）を当該広告主に交付するものとする。

（広告掲出料等の納付）

第13条 広告掲出料は、申請金額とする。ただし、掲出期間が1年未満であるときは月割をもって計算し、1年未満の端数があるときは1月として計算する。

2 広告主は、広告掲出料のほか、山形市総合スポーツセンター条例施行規則（令和3年山形市規則第49号）の規定に基づく使用料を納付しなければならない。

3 広告主は、市が発行する納付書により、指定する期日までに、広告掲出料及び前項の使用料（以下「広告掲出料等」という。）をそれぞれ一括納付するものとする。

（審査会）

第14条 市長は、第9条第1項の規定による審査を行うため、山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 審査会の委員長は企画調整部長を、委員は文化スポーツ推進監、財政部契約課長、市民生活部消費生活センター所長、商工観光部産業政策課長、まちづくり政策部管理住宅課長及び企画調整部スポーツ課長をもって充てる。

4 委員長は、前項に定める委員のほか、審査する広告内容等に関係する事項を所管する課等の長を臨時の委員として加えることができるものとする。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第15条 審査会の会議は、必要と認める場合に委員長が招集する。ただし、広告内容等及び広告掲出に関し疑義がないと委員長が認める場合にあっては、審査に係る資料を持ち回ることによる委員の審査をもって、審査会の審査に代えることができる。

2 委員長は、審査会の会議の議長となる。

3 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第16条 審査会の庶務は、企画調整部スポーツ課において処理する。

(費用の負担)

第17条 応募に係る費用、広告掲出に係る製作に要する費用並びに広告の取付け、掲出期間中の広告剥がれや破れの補修及び撤去に要する一切の費用は、広告主の負担とする。

(広告内容の変更)

第18条 広告主は、広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により掲出する広告の内容を変更しようとするときは、あらかじめ山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出内容変更申請書(別記様式第6号)に広告の変更案を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項に定めるもののほか、掲出した広告の内容の変更の決定については、第9条の規定の例による。

(広告掲出の取消し)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲出を取り消すことができる。

(1) 広告主が納入期限までに広告掲出料等を納付しなかったとき。

(2) 広告主又は広告内容が第2条の規定に反すると広告掲出の決定後又は広告掲出後に判明したとき。

(3) その他広告掲出が適切でないと市長が認めるとき。

2 前項の規定により広告掲出の決定を取り消した場合には、納付された広告掲出料等は、返還しない。

(広告掲出の中止)

第20条 広告主は、広告掲出を中止しようとするときは、山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出中止届出書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 広告の掲出が中止された場合には、納付された広告掲出料等は、第22条第1項の規定に

該当する場合を除き、返還しない。

(広告掲出期間の更新)

第21条 広告主は、第6条第2項の規定により広告掲出期間を更新しようとするときは、第9条第2項の規定による広告掲出の決定に係る広告掲出期間が満了する1か月前までに、山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出更新申請書(別記様式第8号)及び山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出使用許可申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、更新の可否を審査し、更新を決定したときは、山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出更新決定通知書(別記様式第9号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知を受けた広告主に対し、山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出使用許可証を交付するものとする。

4 前項の規定による交付を受けた広告主は、速やかに広告掲出契約を市長と締結するものとする。

5 第13条の規定は、第2項の規定による更新の決定を受けた場合について準用する。

(広告掲出料等の返還)

第22条 市長は、広告の掲出期間において、天災等広告主の責めに帰さない事由により広告掲出ができなくなったときその他特別の理由があると認めるときは、納付された広告掲出料等の全部又は一部を返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲出料等は、月割計算により算出するものとし、1月未満の端数があるときは切り捨てる。

3 第1項の規定により返還する広告掲出料等には、利子を付さない。

(広告の掲出方法等)

第23条 広告主は、第4条に規定する仕様に従い、広告を掲出しなければならない。

2 広告は、第10条第2項の規定により決定された区画に掲出しなければならない。

3 広告の掲出に当たっては、野球場の運営に支障が生じないよう、市と十分協議を行うものとする。

4 広告の掲出作業により、フェンスの本体表面、塗装、構造等その他の市の所有物を毀損し、又は破損したときは、広告主の負担において当該市の所有物を原状に回復するものとする。

(広告主の責務)

第24条 広告主は、広告の掲出内容に関し、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲出により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

3 広告主は、広告剥がれや破れ、又は塗料の退色が著しい場合は、速やかに補修しなければならない。

(原状回復の義務)

第25条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、自らの責任において直ちに広告を撤去し、原状に回復しなければならない。

- (1) 広告掲出期間が満了したとき。
- (2) 第19条第1項の規定により広告掲出の決定を取り消されたとき。
- (3) 広告掲出を中止したとき。

2 市長は、広告主が前項の規定による広告の撤去及び原状回復をしないときは、自ら当該広告を撤去し、及び原状回復をすることができる。この場合において、市長は、当該広告の撤去及び原状回復に要した費用を広告主に請求するものとする。

(広告の汚損等)

第26条 市長は、掲出する広告の汚損、毀損、滅失等について、その責めを負わない。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、広告掲出に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

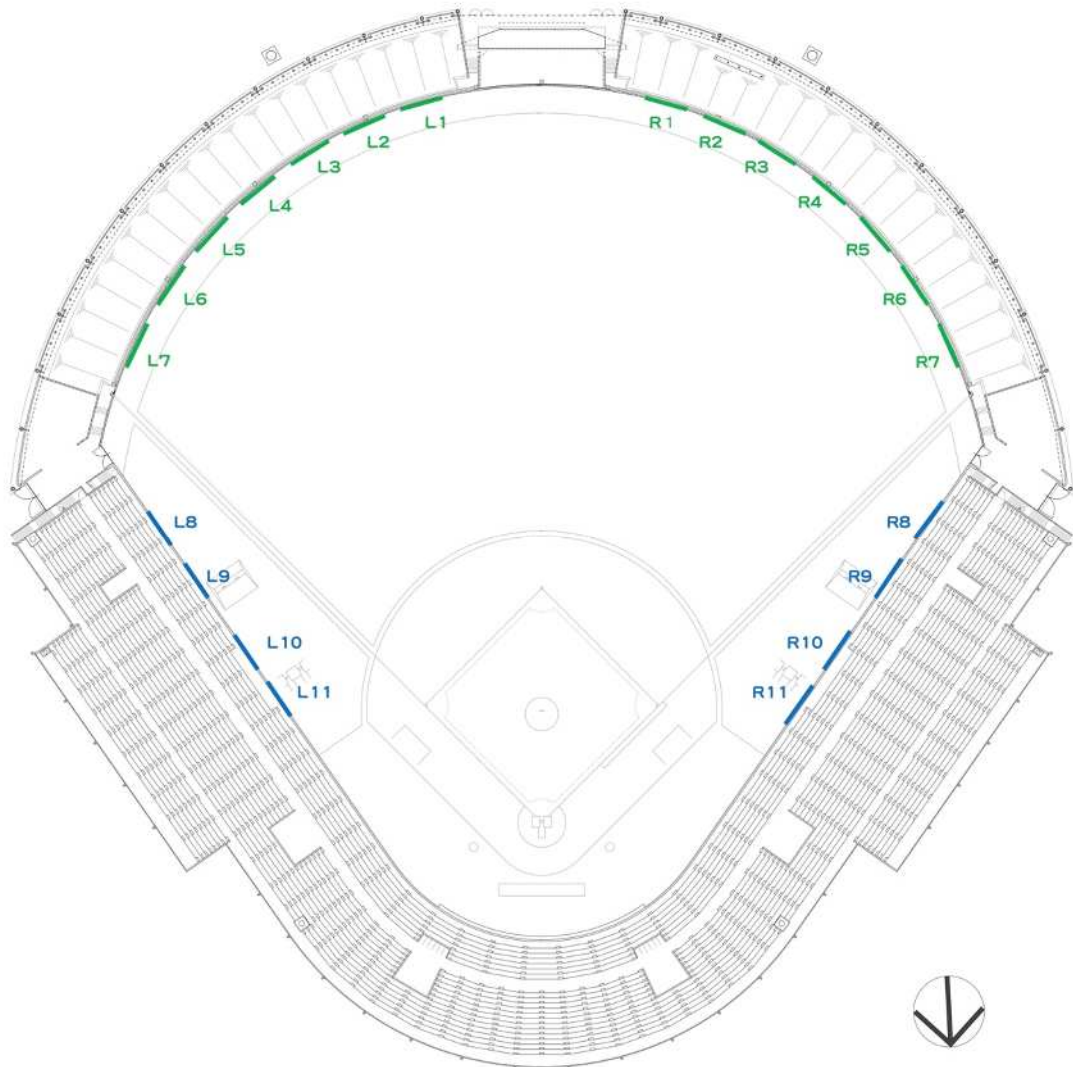
(平成31年2月改正)

(令和2年11月改正)

(令和3年4月改正)

(令和5年11月改正)

別図（第5条関係）
 広告掲出場所



備考 掲出場所は、次のとおり区分して使用するものとする。

掲出場所	区画番号	
外野ラバーフェンス	右翼	R 1 ～ R 7
	左翼	L 1 ～ L 7
内野ラバーフェンス	1 塁	R 8 ～ R 1 1
	3 塁	L 8 ～ L 1 1

別記

様式第1号（第8条関係）

山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出申請書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所
名 称
代表者名 印
電話番号
担当者名

山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出事業実施要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たり、必要があるときは、山形市の市税の納付状況について確認できる台帳等を閲覧することに同意します。

記

掲出希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日
申請金額	円（消費税及び地方消費税は別途） 【月額 円× 月分】 ※使用料を含めないこと
広告内容	添付原稿のとおり
希望掲出場所	<input type="checkbox"/> 内野 <input type="checkbox"/> 外野
添付書類	<input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 納税を証明する書類 <input type="checkbox"/> 企業案内パンフレット等 <input type="checkbox"/> 広告掲出原稿案（内容がわかる資料）
広告掲出実績の有無	広告掲出の実績（野球場フェンス、屋外広告、交通広告など） <input type="checkbox"/> 有 （実績： ） <input type="checkbox"/> 無

様式第2号（第9条関係）

山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出（不掲出）決定通知書

（申請者） 様

第 号
年 月 日

山形市長

年 月 日付けで申込みのあった広告掲出について、次のとおり決定したので、山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出事業実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

広告掲出を承諾します。

掲 出 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
広 告 掲 出 料	円（消費税及び地方消費税は別途）
そ の 他	

広告掲出を承諾しません。

広告を掲出しない理由	
------------	--

様式第3号（第10条関係）

山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出区画決定通知書

（申請者） 様

第 号
年 月 日

山形市長

山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出事業実施要綱第10条第1項の規定により決定した区画について、同条第2項の規定により通知します。

広告掲出区画	
その他	

様式第4号（第11条、第21条関係）

山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出使用許可申請書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所
名 称
代表者名 印
電話番号
担当者名

山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用区画	
使用料	円

様式第5号（第12条、第21条関係）

山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出使用許可証

許可 第 号
 年 月 日

（申請者） 様

山形市長

年 月 日付けで申請のあった広告掲出使用について、下記のとおり
許可します。

記

使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用区画	
使用料	円
備考	

様式第6号（第18条関係）

山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出内容変更申請書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所
名 称
代表者名 印
電話番号
担当者名

広告掲出の内容変更について承認を受けたいので、山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出事業実施要綱第18条第2項の規定により、次のとおり申請します。

変 更 前	
変 更 後	

※変更後の内容が分かる資料（図面等）を添付すること。

様式第7号（第20条関係）

山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出中止届出書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所
名 称
代表者名 印
電話番号
担当者名

広告掲出を中止したいので、山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出事業実施要綱第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

中止理由	
撤去予定日	年 月 日

様式第8号（第21条関係）

山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出更新申請書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所
名 称
代表者名 印
電話番号
担当者名

広告掲出を更新したいので、山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出事業実施要綱第21条第1項の規定により、次のとおり申請します。

掲出希望更新期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使 用 料	円
申 請 金 額	円（消費税及び地方消費税は別途）
広 告 掲 出 区 画	

様式第9号（第21条関係）

山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出更新決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

山形市長

年 月 日付けで申込みのあった広告掲出の更新について次のとおり決定したので、山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出事業要綱第21条第2項の規定により通知します。

掲 出 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
使 用 料	円
広 告 掲 出 料	円（消費税及び地方消費税は別途）
広 告 掲 出 区 画	
そ の 他	